

岡山大学教学企画室の設置に関する規程

〔令和4年3月7日〕
岡大規程第13号

改正 令和5年6月5日規程第72号

令和6年3月26日規程第11号

令和8年3月5日規程第13号

（設置）

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）のミッション及び教育の基本的目標に基づき、本学における教育の質の向上を図るとともに、中・長期的な方針の策定及び推進に資することを目的として、教学企画室を設置する。

（業務）

第2条 教学企画室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学士課程及び大学院課程における教育の質向上に係る企画、立案及び支援に関すること。
- 二 正課外の活動及び教育に係る企画、立案及び調整に関すること。
- 三 中・長期的な教育活動の高度化の推進、支援に関すること。
- 四 全学的視点からの教育に係る学部及び研究科の調整に関すること。
- 五 高等教育に係る情報収集、調査分析、企画及び調整に関すること。
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 教学企画室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 教学担当理事が兼ねる上席副学長
 - 二 教学担当理事が兼ねる上席副学長が指名する副学長，副理事
 - 三 学務部長
 - 四 専任教員
 - 五 兼務教職員
 - 六 その他教学担当理事が兼ねる上席副学長が必要と認めた者
- 2 室長は、教学担当理事が兼ねる上席副学長を充てるものとし、業務を総括する。
 - 3 副室長は、室長が第1項第2号に規定する副学長，副理事の中から指名する。
 - 4 第1項第6号の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 教学企画室に、第2条に掲げる業務を推進するため、企画会議を置く。また、同条に掲げる業務を協議するため、室会議を置く。

2 室長は、企画会議及び室会議を主宰し、その議長となる。

3 企画会議及び室会議は、室長が次の各号に掲げる委員を招集し、開催する。

一 室長

二 室員の中から室長が必要と認めた者

三 その他室長が必要と認めた者

(事務)

第5条 教学企画室に係る事務は、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、教学企画室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に指名される第3条第1項第6号の室員、第4条第2項第3号、第3項第3号及び第4号の委員の任期は、第3条第4項及び第4条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年6月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。